

「ひとにやさしいまちづくり」に関する主な取組

取組の名称	取組の概要	URL	担当課
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱	・高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が、日常生活や社会活動に利用する施設について、安全かつ快適に利用することができるように整備し、もって自立支援型福祉社会の実現に資することを目的に要綱を定めて取り組んでいます。	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000252310.html	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく事前協議（建築物）	・誰もが安全かつ快適に利用することができるように民間事業者と協議を行い、建築物のバリアフリー化を推進をしています。	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html	計画調整局 開発調整部 開発誘導課
「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく事前協議（駐車場）	・駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式を除く）にあつては、車いす使用者が乗用する自動車を駐車することができる部分を1台以上設置する必要がある、車いす使用者の移動等の円滑化を促進しています。	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005181.html	計画調整局 計画部 都市計画課
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第12条に関する届出	・駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（建築物又は建築物特定施設を除く）にあつては、車いす使用者が乗用する自動車を駐車することができる部分を1台以上設置する必要がある、車いす使用者の移動等の円滑化を促進しています。	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005181.html	計画調整局 計画部 都市計画課

「ひとにやさしいまちづくり」に関する主な取組

取組の名称	取組の概要	URL	担当課
大規模事業における高齢者・障がい者への配慮 (大阪市環境影響評価技術指針 3 - 8 交通安全)	・環境影響評価制度において、事業者が配慮すべき事項として「高齢者や障がいのある人を含めた歩行者の安全確保」を設け、大規模事業における配慮を促進しています。	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199400.html	環境局 環境管理部 環境管理課
大阪市建築物の改善（公園の身障者用トイレ等・公園の出入口等の整備）	・公園の利用形態や必要に応じ、身体障がい者用トイレの整備に努めています。 ・公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等に努めています。	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000530735.html	建設局 公園緑化部 公園課
市設建築物のバリアフリー化	・「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」等に基づいて整備を行い、市設建築物のバリアフリー化を推進します。	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html	都市整備局 企画部 公共建築課
市営住宅のバリアフリー化	・市営住宅の建替や改善にあたっては、住戸内部や共用部、屋外空間等のバリアフリー化を進め、高齢者等が安全・安心に生活できる水準を確保します。 ・また、エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置します。	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006221.html	都市整備局 住宅部 建設課